

相活士月刊メールマガジン1月号 ～VOL27～

相活士事務局です。第27回目のメールマガジンとなっています。最後までご一読下さい。
なお、相活士の方には週に2回、遺言相続ドットコムの記事をみなさんのメールアドレスに

(原則火曜と金曜日)送付しております。こちらの方もぜひご一読ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

目次

1. 死亡保険金受取人はとっても大事！
2. メディア掲載情報
3. 毎週2回配信している“お役立ち情報”について
4. 相活士の更新が1年から2年に変わっています
5. 代表理事の2年ぶり3冊目の新刊が発売されました！
6. 更新を迎える方へ
7. 相活士行動理念

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

1. 死亡保険金受取人はとっても大事！

たくさんのご相談を受ける中で、生命保険の死亡保険金受取人（以下、受取人とします。）
についての話にもよくなります。生命保険は相続対策として重要な役割を担っているため
ですが、

その話の中で（相続税負担やその対策の観点から）受取人の変更をお勧めすることがよく
あります。

つまり、“とりあえず”あるいは“何も考えずに”受取人を設定していることがそれだけ
たくさんあるということです。

①受取人が配偶者（特に妻）

最も多いのが、受取人が配偶者（特に妻）になっているケースです。

この場合、配偶者から子への受取人変更をお勧めすることが本当によくあります。

ピンと来た方も多いでしょうが、理由は以下のとおりです。

■そもそも配偶者には配偶者の税額軽減（夫婦間の相続は、最低でも課税価格が1億6千
万円まで

相続税が非課税になる)という税優遇策がある。このため、よほどの富裕層でもない限り、配偶者に相続税が課せられることはない。

よって、夫が亡くなった後の妻の生活費などに支障がないのであれば、死亡保険金(=現金)

を余分に受け取るメリットは低い。つまり、生命保険の非課税枠(500万円×法定相続人数)

の恩恵を配偶者に使うのはもったいないので、子で使った方がよい。

■“二次相続も踏まえた”相続税の納税資金対策としても、子を受取人とした方が効果的であるため。

また、相続人が兄弟姉妹複数人の場合においては、“遺留分”対策としても生命保険(死亡保険金)は

大いに役立つ。その場合、子ども兄弟姉妹の誰にするのかが重要になってくる。

なお、当然のことながら、上記はあくまで税金の観点から申し上げていますので、死亡保険金を遺された配偶者の生活資金等に充てていくのであれば、受取人はもちろん配偶者にすべきでしょう。

②受取人が孫

お孫さんを死亡保険金受取人に設定されているケースもありますが、お孫さんを受取人に設定した気持ちや経緯は尊重しなければなりません。受取人を孫にすることによって、税金的にはデメリットばかりで、多額の相続税を支払う羽目にもなりかねませんので注意が必要です。

理由は以下の3点です。

■孫が受取人となる死亡保険金は非課税にならない。

生命保険の非課税枠(500万円×法定相続人数)は、受取人が法定相続人である場合に

限り使うことができます。相続人ではない孫を受取人にした死亡保険金は、たとえ非課税枠以内であったとしても、非課税にならないので相続税が課せられます。孫が法定相続人になるケースは代襲相続の場合か、養子縁組をした場合だけです。

■孫が受取人となる死亡保険金は相続税の2割加算の対象になる。

孫が受け取る死亡保険金は、相続税の2割加算という制度(※)の対象になります。通常支払う相続税の1.2倍の金額で支払わなければならないのです。

2割というとかかなり大きいですね。

(※) 配偶者・子・親以外の人が財産を取得した場合は、本来の相続税に2割加算した金額を

納税しなければなりません。兄弟姉妹、甥・姪、内縁の配偶者などが該当します。孫も基本的には該当しますが、代襲相続の場合は2割加算の対象になりませんが、養子縁組の場合は2割加算の対象になります。

■孫が死亡保険金を受け取ると、亡くなる前3年以内に行われたその孫への贈与がなかったものとされる。

生前贈与には、3年以内加算のルールというものがあります。亡くなる直前に相続税を少なくすること

を目的に駆け込みで行う贈与を防ぐために、亡くなった日から遡って3年間に行われた贈与は

なかったものとして相続税を計算するという制度です。ちなみに、この制度は基本的には孫には適用されません。

巷で「生前贈与は、孫に贈与した方がお得！」と言われているのもこのためです。

しかし！

孫が死亡保険金を受け取った場合には、孫であっても3年以内加算の対象になってしまうのです。

3年以内加算の対象になるのは、“相続で遺産を受け取った人”とされているからです。

何も考えずに孫を受取人に行っている場合は、まさにこれら3つのデメリットによるトリプルパンチ

を受けてしまうリスクがありますので特に注意が必要です。

生命保険の加入を検討されている方はもちろん、すでに加入している生命保険の受取人が誰になっているのか確認をぜひしてみてください。今は大丈夫でも、将来、家庭環境や人間関係の変化によって、

受取人を変更した方がよい場合も出てくるかもしれませんので、定期的に確認するように心がけましょう。

生命保険会社にお勤めの方は、ぜひ上記のことを念頭に置いて、営業活動をしていただければ幸いです。

☆☆★☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆

2. メディア掲載情報

代表理事の江幡が連載している現代ビジネスにて12月24日に最新分が更新されています。

「年末年始相続でモメないために」という意図で書かれたエピソードです。

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/69388>

よろしければご覧ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

3. 毎週2回配信している“お役立ち情報”について

毎週2回、ご登録いただいているメールアドレスに“遺言相続ドットコム・お役立ち情報”を配信しています。

ご覧になっていただけてますでしょうか？

「毎回メールで届いているけど、会社のパソコンだと印刷ができなくて…

パソコンの画面で見ているだけだと勉強しづらい。」という声もお聞きします。

会社のパソコンから印刷できるかどうかはお勤め先の使用制限によりますので、印刷できない場合は、

ご自宅やご自身のパソコンのメールアドレスに変更いただければ、ほぼ印刷できるようになると思います。

登録メールアドレスの変更は、ご連絡いただければすぐに対応いたしますので当協会までご連絡ください。

また、「こんな話題のお役立ち情報がほしい！」といったご要望などありましたら、ぜひ教えてください！

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

4. 相活士の更新が1年から2年が変わっています！

2019年8月下旬に発送しました相活士新聞にもある通り、更新が1年から2年が変わっています。

例えば、2019年3月に合格した方は、翌年の2020年2月あたりに更新書類が届きます。

その書類は2年更新（更新料3,000円×2年の6,000円税別です）となりますので、更新手続き完了後、新しい相活士認定証と相活士名刺が届きます。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックしてください。

また勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いします。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

5. 代表理事の2年ぶり3冊目の新刊が発売されました！

相続終活専門協会の代表理事である江幡による2年ぶり3冊目の書籍「プロが教える相続

でモメないための本」がアスコムより 1,320 円（1,200 円+消費税）にて出版されました。全国の有名書店にて置かれています。内容は「相続争いは誰にでも起きうるという事例」、「遺言の書き方」、「他人の実際の遺言を公開」、「相続用語辞典」等内容は盛りだくさんです。是非ご一読ください。お客様に配ったりもできると思います。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

6. 更新を迎える方へ

相活士取得から 1 年が経過する前に皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。

11 月更新以降の相活士より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一することに、

なりました。払込票の更新費用は 2 年更新（1 年更新料 3,000 円×2 年の 6,000 円税別）

となります。有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。

名刺の記載に間違いがなく更新ご希望の相活士は払込票にて更新費用をお支払いください。

入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺 100 枚を送付いたします。

既に、自動振替サービス確認書を提出済みの相活士も次回の更新より、口座引落ではなくコンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックしてください。

また勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いします。

※更新書類が届かなくなるので必ず異動があった場合、

事務局(03-5210-1233 もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

7. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします

具体的には

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お申込みやお問い合わせは一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆